

## 厚岸町議会 第4回定例会

平成23年12月8日

午前10時00分開会

- 議長（音喜多議員） ただいまから、平成23年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番、佐々木議員、5番、中川議員を指名いたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

8番、竹田議員の一般質問を行います。

8番、竹田議員。

- 竹田議員 おはようございます。平成23年12月の第4回定例会におきまして、質問通告書のとおり質問をさせていただきます。

1として、津波による避難対策についてであります。

(1)、照明と小屋の設置について問う。

ア、夜間避難をするときに、避難場所、避難経路に照明設備がないところがあると聞くが、どのくらいあるのか。イとして、あるとしたら、早急に照明設備設置の対応を予防したいが、どうか。ウとして、冬期間時の避難場所の小屋整備について、新規新設を望む声があるが、どのくらいあるのか。エ、あるとしたら、早急に小屋の整備・設置の対応を要望したいが、どうか。

2として、厚岸町カキ種苗センターについて。

(1)、カキえもんの種を岩手県へ提供した件について問う。

ア、経緯・経過を時系列で説明してください。イ、議会側への対応説明がなかったことについてどう考えるか。ウとして、センター条例があるが、何の問題もないのか。

以上であります。よろしくお願いいたします。

- 議長（音喜多議員） 町長。

- 町長（若狭町長） おはようございます。

8番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の津波による避難対策について。

照明と小屋の設置についてに問うのうち、初めに、夜間避難をするときに、避難場所、

避難経路に照明設備がないところがあると聞かすが、どのくらいあるかと、あるとしたら、早急に照明設備設置の対応を要望したいが、どうかについてであります。まず、避難場所の太陽電池等は、夜間における避難場所の位置や上り口を示す明かり、目印として設置しているものであり、場所によっては、その避難場所ではなく、避難場所の上り口などに設置している場合もあることをご承知おきいただきたいと思います。

小島を除き、避難場所に指定している42カ所のうち、避難場所または避難経路のいずれにも照明設備を設置していないところは、太田小学校体育館、太田中学校体育館、公民館苫多分館の3カ所であります。

このうち、太田小学校、太田中学校の避難場所については、学校敷地内に設置している照明で対応できるものと考えられますので、設備が必要と思われるのは、公民館苫多分館1カ所となります。

この公民館苫多分館については、平成22年の地域防災計画改訂の際、新たに指定した避難場所であったため、照明設備が設置されていなかったものでありますので、今後、可能な限り早急に整備したいと考えております。

次に、冬期間時の避難場所の小屋設備について新規設置を望む声があるが、どのくらいかと、あるとしたら、早急に小屋の整備・設備の対応を要望したいがどうかについてであります。冬期間のための避難場所への避難小屋の新規設置については、仮設テントのいずれかによる整備を望むとの要望が一つ自治会から提出されております。

町としては、この要望の有無にかかわらず、現在、冬期間の対策として、次のような整備計画を作成しているところでございます。

避難場所及びその周辺に公共的な建物が無い場所や、建物があっても避難者数が収容規模を上回る可能性がある避難場所に対しては、冬期間の避難並びに避難者の休憩する場所を確保するため、新たなテントの配備を計画しており、このたびの補正予算においても、地震・津波防災対策整備事業として、18張り分のテント購入について予算計上しておりますが、全体計画としては、19カ所の避難場所へ128張りのテントを配備しようとするものであります。

また、冬期間を考え、23カ所の避難場所へ暖房用のストーブ75台を配備するとともに、これらを保管する建物が無い16カ所の避難場所には、保管用避難倉庫の設置を計画しているところであります。

いずれにいたしましても、災害はいつ起きるかわからない状況でありますので、これから整備につきましては、3カ年実施計画に位置づけ、できるだけ早い年次の中で整備してまいりたいと考えております。

続いて、2点目の厚岸町カキ種苗センターについて。

カキえもんの種を岩手県へ提供した件について問うのうち、初めに、経緯・経過を時系列で説明してくださいについてであります。カキ種苗センターでは、平成23年度当初において、厚岸漁協からシングルシード種苗を、春の出荷と秋の出荷希望を合わせて126万5,000個の生産申し込みを受けております。

昨年の12月から親貝の飼育を開始し、本年2月9日には、成熟した親貝から採卵受精を行い、春の出荷希望分として128万5,000個を想定した種苗を5月ごろの出荷を目指して飼育しておりました。

その後、3月11日に東日本大震災の津波により、厚岸湖内に設置されていたカキ養殖施設の約7割が絡み合っただんご状態となり、垂下されていたカキやかごが脱落するなどの甚大な被害を受けたところであります。

また、ホタテ盤のカキ種苗の生産地である宮城県の被害状況も明らかになるにつれ、本年出荷予定のカキ種苗も壊滅的な被害を受け、他地域への出荷はできないのではないかと心配もされていたところであります。

3月20日ごろからは、岩手県水産技術センターとカキ種苗センターの職員間で安否確認や被災状況の情報交換を行っております。

3月28日には、厚岸漁協と当町で、厚岸町水産被害合同対策会議を立ち上げ、この中で、厚岸漁協からシングルシード種苗の増産要望が出されたことを受け、私からカキ種苗センターへ増産準備をするよう指示をしております。

4月5日には、厚岸漁協からシングルシード種苗の増産を260万7,000個、ホタテ盤種苗の生産を3,500連から5,000連、シングルシードの種苗の生産体制の構築をするよう正式に書面で要望を受けております。

これを受け、シングルシード種苗の秋出荷分の41万5,000個と増産要望分260万7,000個を想定し、4月中旬から親貝の飼育を開始いたしました。

4月10日は、岩手県水産技術センターとの職員レベルの話として、3月11日の東日本大震災により、同センターも甚大な被害を受けており、さらには、カキ種苗についても宮城県からの確保が困難な状況にあるため、岩手県へのシングルシード種苗の供給の可能性について打診があり、その段階では、厚岸漁協以外への出荷は難しい旨回答しております。

6月3日には、第3回厚岸町水産被害合同対策会議を開催し、厚岸漁協より、5月に入って入荷が難しいとされていた宮城県からのホタテ盤種苗を例年の約8割、1万7,000連が入荷できたとして、漁業者へシングルシード種苗の購入希望調査を再度行ったところ、増産見込みは32万個になったので、変更願いたいとの申し出を受けております。

シングルシード種苗の増産要望が32万個に減少となったことから、もし仮に被災地である岩手県や宮城県から種苗供給の依頼があった場合に、残る種苗を無償提供するとしたら、厚岸漁協としての考えはどうかについて協議を行い、厚岸漁協としては、被災地への支援として承諾する旨の回答をいただいております。

既にその段階では親貝の飼育を行っており、飼育数量を減少することは容易ではありませんが、宮城県からの種苗が津波の影響で弱いのではないかと心配する生産者の声もあり、その生育の状況を見きわめる必要があること、もしそれがだめな場合に備えて、シングルシード種苗を供給できる体制を整えておくことが必要と判断し、親貝の飼育を継続することといたしました。

6月24日には、成熟した親貝から採卵受精を行い、当初から秋出荷希望の41万5,000個と、変更前の増産要望数量260万7,000個を想定した種苗の飼育を開始しております。

7月10日には、岩手県水産技術センターから、カキ種苗センターでの職員の技術研修の依頼と、非公式に種苗の提供依頼があり、8月9日に職員1名が来町し、研修を行いました。この時点では、当町の生産者が必要なシングルシード種苗の数量の見通しが立っていないことなどから、種苗提供に関する回答はしておりません。

8月12日には、第4回厚岸町水産被害合同対策会議において、シングルシード種苗の提供について、岩手県水産技術センターから非公式ながら打診があったことから、宮城県のほうにも問い合わせを行い、地元生産者への追加申し込みに最大限こたえた上で、余った種苗を被災地へ支援する取り組みについて改めて協議を行い、承諾を得ております。

その後、シングルシード種苗は順調に生育し、当初からの秋出荷希望の41万5,000個と増産申し込み分の32万個に、その後希望があった7万3,000個を合わせた39万3,000個を9月から11月にかけて出荷しております。

11月1日になって、岩手県水産技術センターから、カキ種苗の育成施設の受け入れ態勢が整ったとして、正式にシングルシード種苗の提供依頼の連絡を受けたところであります。

同日、カキえもん養殖協議会へ内容を説明したところ、カキえもん養殖協議会としても、被災地への支援を行いたいとして、種苗の提供に同意するとともに、岩手県水産技術センターが負担する予定の輸送費の一部を負担させてほしいとの申し出を受けております。

以上の経過を受け、最終的にシングルシード種苗の提供を同日決定し、11月9日に50万個、11月19日に50万個のシングルシード種苗を被災地支援として岩手県に出荷したものであります。

次に、議会側への対応説明がなかったことについてどう考えるかについてであります。今回の岩手県への種苗の提供については、当町の生産者から9月以降も少しずつシングルシード種苗の追加申し込みがあり、さらには、宮城県から入荷したホタテ盤種苗の生育状況もどうなるのか、それによって、シングルシード種苗の追加申し込みがふえることも考えられることから、最終的な出荷収量の確定ができず、また、岩手県側でも受け入れ施設が被災しており、送電も停止しているような状況のことで、本当に受け入れ態勢が整うのかわからない状況にありました。

最終的には、11月1日に岩手県水産技術センターから正式な種苗の提供依頼の連絡を受けて、種苗の提供を決定し、慌ただしく11月9日の出荷に至ったものであります。

こうしたことから、議会への事前の説明の機会を逸してしまい、説明がおくれてしまったという状況であります。

今後、こうした案件については、できるだけ早く議会への説明を行うよう留意いたしますので、ご理解をお願いいたします。

次に、センター条例があるが、何の問題もないかについてであります。今回の種苗提供先は、試験研究機関である岩手県水産技術センターであり、今回の種苗提供を機に、両者間でより一層の試験研究や情報交換が行われるようになり、ひいては、厚岸町のカキ養殖技術の向上にも効果が期待できることから、厚岸町カキ種苗センター条例第3条第1項第2号のカキの養殖にかかわる技術の指導及び普及に関すること。第3号の水産増殖を目的とした調査・研究に関すること及び第5号のその他の目的達成のために必要なことに合致する事業であると考えております。

また、第5条において、カキセンターから生産される種苗は、厚岸漁業協働組合に販売すると規定されており、シングルシード種苗を町外へ販売することについてはできな

いことになっております。

今回の岩手県への種苗の提供については、厚岸漁協及びカキえもん生産者からも、被災地の壊滅的な被害状況を見たとき、同じカキの産地として、当町ができることがあれば積極的に支援するのは当然のこととして同意を得た上で、無償で提供するものであり、問題はないと考えております。

以上であります。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 まず、1点目の津波避難対策であります。避難についての部分について、私は、今回、津波による避難対策についてということで、ただの地震の部分じゃなくて、津波による部分ということであえて質問させていただきました。

答弁していただきました中に、私が心配されていた部分、計画的に随時とり行うということで説明がありました。あとは、いかに早くこの計画性を実行していくかということが問題なのかなというふうに、まったくそういうふうに思うわけであります。

公民館苦多分館の部分とかありますけども、全部が確かに、避難場所は確かに大事だと思いますが、しかし、その中でも避難者が特に多い場所、そして、避難する、一番避難者が多い部分のところに、上り口から避難の到達する場所までの経路のその部分について、やはり照明がずっと、物すごい明るさじゃなくて、何とか行けるような状態の明るさが欲しいという町民要望でした。懐中電灯等を持ちながら逃げられればよかったのが、結局、照明も何も持たないで逃げてしまったときに、真冬で、なおかつ寒い時期に、そして夜といった、その最悪の事態ににげるという想定のもとでいくと、経路すべてに、到達するまでの道筋に、やはり点々とでいいですから、ぽつぽつとでもいいですから、早急にしていきたいなと。

その次に、まず、町側も言っていますよね、1人でも多くの方が生き延びるためにということをおっしゃっています。そのためには、まず、高台に小屋がある、ないとか、そういうことじゃなくて、まずは逃げるといことですね。であれば、その逃げる場所に、暗やみの中であれば逃げることもできないという部分があると思います。その課題をまず払拭してから、次に小屋があればいいなと、小屋に毛布があればいいな、ストーブがあればいいな、いろんな備蓄されたものがあればいいなと、食料があればいいなという話に、次にはなるんでないかなというふうに思います。

順番があると言ってしまうと語弊になってしまうと思いますが、その部分を加味しながら、早急にやるべきことを早急にやるということ、町側も説明の中に十分、これ以上の説明はないかなというふうには思いますけども、その辺をもう一度考えていただいて、照明の設置をまず急ぐということは、町民側の要望ということでお話ししておきますので、それについてお答えを願いたいと思います。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

今お話がございましたとおり、防災対策は、実際に発生した災害の状況及び対応について検証を行い、そこから得られる教訓を踏まえ、必要な見直しを行う等の不断の努力の上に成り立つものであると私は考えております。

竹田議員におきましても、先般の6月議会において、避難場所についての質問等もございました。今回は、それに伴う照明等の質問をいただいたわけであります。そういう災害、すなわち、対処する安全・安心なまちづくりは重要な課題であると認識しております。

そのため私は、役場内部組織として、副町長を長とする災害対策推進本部を8月の3日に設置をいたしまして、諸課題にいろいろと今、対処をいたしておるところでありますので、第1回目の答弁でいたしましたけれども、照明等についても早急に対応させていただきたい、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 大変に心強いお話ありがとうございます。

続いて、厚岸カキ種苗センターについて質問させていただきます。

このことも経緯・経過順を追ってお話しさせていただきました。最終的に、11月1日、岩手県水産技術センターから正式な種苗の提供依頼の連絡を受けて、種苗の提供を決定し、慌ただしく11月9日の出荷に至ったものであります。11月9日、第1回目50万、11月19日、第2回目50万、合わせて100万というふうな経緯であるということがよくわかりました。

その上でお聞きします。まず、慌ただしかったので、今回、議会への説明を行うということができなかったという説明でありますけれども、やはり地震が起きた3月11日から、まず、6月3日、シングルシードが余るということが現実的にわかった。ここから、どうしようかなという部分が始まったのではないかなというふうに思います。厚岸漁協としての考え方についてどうかという協議をしたと。その上で、議会側にも、こういう手当てをしたいんだという説明は、報告だけでもあってもよかったのではないかとこのように思います。

というのは、町長は日ごろから、やはり議会側と町側との車の両輪というふうに言われております。FF、FRもそうですけれども、車は、右のタイヤ片方だけで動いてはうまく進まないからだというふうに、そういう意味に我々議会はとらえております。やはり発想の原点があった時点でどうなるかわからないことを議会側に説明できないのではないかとこのことは、全くもってそのとおりだと思いますが、しかし、それ自体、考えたときに、絶対無理だったのか、それは可能だということが、その時点である程度わかってたというふうに私は受けとめたいんです。全く可能性のないものに、初めから取り組むわけがないと、厚岸町が、ましてや、町長が。であるならば、可能性はあるということとは、その時点で示唆されていたと思います。

厚岸種苗センター条例、または施行条例等々についても、その時点で調べて、全く問題ないという認識をしてたと思います。そういう調べをしていたからこそ、その話を進めていったのではないかとこのように思います。

しつこいかもしれませんが、車の両輪であれば、その時点で、こうしたいなという意思表示をぜひ私たちのほうにも連絡欲しかった。

それはなぜかという、私たちは、町民側に立っての意見を町に申す側です。町は、町民を無視して物申す場所ではないし、それは十分わかっておりますが、しかし、私たちの求める姿勢、町側の求める姿勢はいつも同じでなければならぬと思います。そういった部分を加味しながら、いまいち、連絡、報告がなかったことは残念に思いますけれども、しつこいかもしれませんが、その点についてもう一度伺いたいと思います。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

岩手県への種苗を搬送するに当たっての議会との関係の御質問がございました。

まず、私と町職員の姿勢についてお話をさせていただきます。

本件にかかわらず、私を初め職員の皆さんは、議会との関係をできるだけ円滑に遂行できるよう議会対策に適切な対応をしてきているつもりであります。本件につきましては、1回目の答弁でお答えしたとおりの事象により、私、町長の責任で、本来処理すべき事項として決断をしたものでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なおまた、常日ごろから車の両輪だと言われているということではありますが、そのとおりなんです。私なりに、車の両輪とは何ぞか、この機会にお話をさせていただきます。議会と行政、すなわち、両者が制度の十分な理解の上に、それぞれの職務・権限の範囲を正しく認識し、節度ある権限行使を行うことでもあります。

なぜかといいますと、地方自治体の長並びに議員といいますのは、直接選挙であります。そういう意味においては、対等と協力の関係は重要なものでありますので、車の両輪というのは、そういう意味での今後の議会との関係を持っていかなければならない。私はそのように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 両輪ということを詳しくご説明していただきまして、意味は重々わかりました。

反省の意味もあって、議会側への事前の説明の機会をおくってしまったという部分については少しあるのかなというふうに感じております。このことについてはくどくどと申したくないので、今後とも町民のために、両輪としてうまくやっていくようにしていきたいと思っておりますので、逆に協力をお願いしたいというふうに願っております。

もう一つ、今回の漁業協働組合への説明をなされたということについてちょっとお伺いをしたいと思います。

漁業協働組合の考え方はどうかについて漁業協働組合とお話をしたと。被災地への支援として、承諾する旨の回答をいただいておりますということでもあります。

また、11月1日同日、カキえもん養殖協議会へ内容を説明したところというふうにあります。カキえもん養殖協議会、ここに代表者という者がおると思うんですけども、そ

の方といつ、どのようにお話をしたのか聞かせていただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） お答えいたします。

厚岸漁協との協議につきましては、6月の3日に、第3回の厚岸町水産業合同対策会議を開催した際に、正式にシングルシード種苗の数量の減少ということのお話をいただきまして、その際に、もしそういった、町外へ出すということ、基本的には厚岸漁協へ販売するというございますので、そういったことが出てきた場合には、漁協としての考え方はどうかということで、この会議は、町長を初め副町長、産業振興課、まちづくり推進課、税財政課入っていただいております。それから、厚岸漁協のほうも、組合長、専務、参事、担当が入っていただいた中で会議を開催しておりますけれども、6月3日につきましては、組合長は不在でございましたけれども、専務以下出席をいただきまして、その中で、そういったことがもし可能性として出てきたときに、組合としての考え方をその段階で整理をさせていただきたい。その際に承諾をいただいたということでございます。

それから、8月12日には、4回目の厚岸町水産業合同対策会議というものを開催いたしました。その中で、このときは、カキの普及事業についてがメインのテーマでございましたけれども、その後に、被災地への出荷ということで、非公式ながら打診がありましたので、それについて、具体的にこのようなお話が出てきましたので、どうでしょうかということのお話をさせていただきまして、このときは組合長も出席をしていただいております。お話をさせていただいて、被災地への支援ということで、それについては同意するというので了解をいただいております。

正式には、岩手県側の受け入れがどうなるのか本当にわからない状況ですんで、それが具体的になった場合に進めさせていただきますということで、了解をいただいたということでございます。

私どもとしましては、漁業協働組合の組織としての説明をさせていただいておりますので、そういった中で、漁業者含めた合意をいただけるものだというふうには受け取っております。

それから、11月1日に養殖協議会のお話をさせていただきました。これにつきましては、養殖協議会も厚岸漁協の下部組織ということでございますけれども、ここに実際にシングルシードを養殖していただいている方たちの集まりでございますので、説明をするということで、代表者の方に、カキセンターのほうで説明をしたということでございます。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 こういうことを、細かいことを言うと、何かが動いて、人間の性格上、言ったの言わないだのという話になっちゃうんで、なかなかちょっと言えない部分があって困っ



ちゃうんですけども、はっきり言えばいいんですけども、後で問題があったら困るので、言えることと言えないことがあるんですけども、カキえもんの養殖協議会というところに直接、今、平成23年度で27件、カキえもんを養殖している漁業者がおります。この方に、できれば全員に周知してほしかったなという声がありました。

何でそういうことを言うのかなというふうに僕なりに考えると、カキえもんを世に出荷して、厚岸町の商標登録を取るまでに至り、カキえもんというブランド品になった。これについては、生まれも育ちも厚岸という部分について、それを、養殖を幾度となく種苗センターと漁師さんたちがいろいろな養殖に携わりながら大変苦勞されてきて、最終的に厚岸町のブランド品になったということは紛れもない事実だというふうに認識しておるのは、課長も町長も私も同じだと思うんです。それはブランド品になるまでに至ったのは、やはりカキえもんの養殖を実際に手がけていったこの漁師さんたちだというふうに私は認識しております。

そこにおいて、岩手県にカキをやるということについて、きちっとした説明をすれば我々議会側も、ましてや養殖技術を、形態を把握して、それが実態としていろんな斃死をしながらも、何度も何度も挑戦しながら養殖技術を完璧なものにしてきた今までの経緯・経過があります。十数年続けてきた経緯があります。そういった苦勞の中で育ててきた本人たちに細かい説明が、現実的になかったというふうに私は聞いております。

そういった部分について、やはり条例上何ら問題ないんだと、漁業協働組合の代表者たちにお話をしたんだということだけでは、ちょっとシビアな部分については、ちょっと説明が足りなかったというふうに私は認識しておりますけども、その実態については、まだ把握していないと思います。もしそういうことが現実にあったとしたら、やはり今後、だれでも、こういう被災地に向けて、問題ないものだというふうになれば、反対する者は私はいないと思います。

ただ、私が言いたいのは、そういう養殖技術者に携わっている人たちの内面的な感情というものを逆なでするということは時にしてあると思います。そういったことをやっぱり考えながら事を進めていただきたいなというふうに思いますけども、その辺はどうですか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 個別な、それぞれ二十何人いらっしゃいます。その方たちすべてに、確かにお話しをしたわけではございません。その点については、一人一人、皆さんにお話しできればといいというふうには確かに思いますけれども、現実的には、こういった時間がない中で、慌ただしくというような状況もございまして、役員さんたちにお話をさせていただいて、進めさせていただいたと。

それから、その中で、その方たちからも支援については、その前に個別にお話をさせていただいた方からも、町として何かできないのか、センターとして何かできないのかというようなことのお話はいただいております。そういったことの話はしていた経過もございます。

そういう中で、お話をさせていただいた、11月1日に、会のほうとしても輸送費の一

部を負担させてほしいんだと、自分たちの気持ちとして、そういったものであらわしたいんだというようなことのお話もいただいて、進めさせていただいたということでございます。

確かに、一人一人にお話をできればいいんですけども、そういった時間なり、そういうことがなかなかとれないというような状況もございまして、そういうふうに進めさせていただいたということもございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 はっきりしたことを言えばいいんですけども、なかなか言えない部分もあるんですけども、要は、厚岸町の漁業形態、養殖形態、例えばウニもあり、カキもあり、カキの中にも、カキえもんもあり、普通のまるえもん、ながえもんという名前もついたものもあります。養殖形態も違います。やり方も違うと思っております。そういった中で、アサリもあれば、また、お魚をとる漁師さんもいます。さまざまな漁師さんがいます。要は、とるものによって場所も漁法もすべて違ってくるといような形態の中で、非常に人間関係とか、そういうことが、事細かく言えば、いろいろな漁師さん同士の問題点もあります。仲よくやっているところもあります。そういった人間関係を逆なでしないように、日ごろ漁業協同組合参事及び組合長がいろいろと苦労して事を進めていることはよく聞きます。であるだけに、後で、説明をもうちょっとしておけばよかったということがないように、今後、説明を十分にしていくという方向性だけは、お互いに認識をしていきたいもんだというふうに思っておりますけども、その点についてはいかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

竹田議員もご承知のとおり、厚岸町カキ種苗センター、今日では、厚岸のカキがブランドになったというお話ありましたが、その種苗センターの役割、極めて大きいものがあると、そのように認識をいたしておる次第でございます。

ご承知のとおり、平成11年5月から本格稼働をいたしております。当時は、シングルシードという呼び名であったわけでありまして。しかし、シングルシードとしても、一般の方々にはなかなか理解できないだろうということで、平成16年に、何かいい、大衆的な、だれしもわかるような名前がないものであろうかということで公募をいたした次第であります。全国から4,550通の応募があったわけでありまして。その中で、最終的に、今日のカキえもんというものが決定を見たわけでありまして、今では、厚岸のカキはカキえもんという、全国的にもカキは厚岸、厚岸はカキの町というまでに言われたわけでありまして。

ただ、残念なことに、しからば、カキえもんを扱っている生産者がどれだけいるのかといえ、先ほどご指摘があったとおりでありませぬ。私といたしましては、このような施設、しかも、公立で施設を持っているのは厚岸町だけなんです、全国でも。そういう意味において、もっともっと生産者もご理解をいただいて、カキえもん生産者がふえ

ていただければなど、そのように考えておる次第でございます。先ほどカキえもん養殖協議会等のお話がございました。確かにそうであろうと思います。一人一人に説明をするということも大事なことであることはもちろんであります。しかし、組織であります。やはりそういう面で、なかなか全員に、今回の場合は説明するという機会はなかったと、そのように思っておるわけでありましたが、今後、そういうそごがないように考えていかなければならない。これは、養殖組合の役員の方々にも改めてお話もしていかなければならないし、また、その上部の組織であります漁協についてもお話をしなければならぬと、そのように考えるわけでありましたが、その結果、質問にはなかったわけですが、岩手県では、「厚岸さん、ありがとう」、岩手日報であります。これは地元の新聞であります。そういう記事も載っているんです。ですから、今回の震災に当たって厚岸町のとった対応というのは、私はよかったな、そのように思っておるわけありますので、どうか、いろいろな課題があると思いますが、今後ともご指導をいただきながら、そういうことのないようにしてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

- 議長（音喜多議員） 以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告ありました6名の一般質問を終わります。

- 議長（音喜多議員） 日程第3、議案第71号 町道路線の廃止について、議案第72号 町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（高谷課長） ただいま上程いただきました議案第71号 町道路線の廃止について及び議案第72号 町道路線の認定について、2件の提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

今般、町道を廃止しようとする宮園公園通りは、昭和56年に町道認定しておりますが、今年、勤労者体育センター奥に新しく駐車場が新設され、これまで同体育センター及びパークゴルフ場利用者の駐車場として利用されていた道路敷地を町道として、維持管理及び整備を行うため既存路線を廃止し、新規部分とあわせて、宮園公園までのルートを一路線として認定し直すものでございます。

路線の廃止に当たっては、道路法第10条第3項の規定により議会の議決をもとめるものでございます。

内容でございますが、町道廃止路線として、路線番号174番、路線名、宮園公園通り、区間として、起点、厚岸町宮園3丁目128番地先、終点、厚岸町宮園3丁目124番地地先。参考として、延長256メートル、敷地幅員15メートルでございます。

次に、廃止路線の位置でございますが、次のページ、2ページをお開き願います。

議案第71号、説明資料でございます。

路線番号174番、宮園公園通りは、起点が道道厚岸標茶線との交点から、終点が町道宮園鉄北通りとの交点まででございます。

続きまして、議案第72号であります、議案書3ページをお開き願います。

町道路線の認定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回、新規に町道認定しようとする宮園鉄北山通り1号線、宮園鉄北山通り2号線、宮園鉄北山通り3号線、宮園鉄北横1の通り、旧大田村役場道路、門静前浜3号線及びあみか前道路につきましては、従前から生活道路として利用されており、道路敷地を確定すべき測量及びくい入れ作業が完了しましたので、町道として維持管理するため認定をするものでございます。

次に、宮園公園通りにつきましては、さきの議案第71号 町道路線の廃止に伴い、改めて町道路線を認定しようとするものです。

次に、奥別寒辺牛3号道路につきましては、平成9年から平成14年までの期間で、厚岸町が事業主体となり、林道として整備されたものですが、この整備が完了した翌年から起算し8年が経過し、町道として維持管理が可能となったため認定するものでございます。

以上、路線の認定に当たっては、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をもとめるものでございます。

内容でございますが、町道認定路線。

路線番号171番、路線名、宮園鉄北山通り1号線、区間としまして、起点、厚岸町宮園3丁目11番地先、終点、厚岸町宮園3丁目11番地先。参考として、延長69メートル、敷地幅員6メートルでございます。

路線番号172番、路線名、宮園鉄北山通り2号線、区間として、起点、厚岸町宮園3丁目11番地先、終点、厚岸町宮園3丁目11番地先。参考として、延長150メートル、敷地幅員6メートルでございます。

次に、路線番号173番、路線名、宮園鉄北山通り3号線、区間として、起点、厚岸町宮園3丁目11番地先、終点、厚岸町宮園3丁目11番地先。参考として、延長150メートル、敷地幅員6メートルでございます。

次に、路線番号174番、路線名、宮園公園通り、区間として、起点、厚岸町宮園3丁目128番地先、終点、厚岸町宮園3丁目8番地先。参考として、延長352メートル、敷地幅員15メートルから20メートルでございます。

続きまして、路線番号186番、路線名、宮園鉄北横1の通り、区間として、起点、厚岸町宮園3丁目3番地先、終点、厚岸町宮園3丁目3番地。参考として、延長108メートル、敷地幅員4.5メートルでございます。

路線番号235番、路線名、奥別寒辺牛3号道路、区間として、起点、厚岸町若松2番地先、終点、若松3番地先。参考として、延長5,271.8メートル、敷地幅員5メートルから27メートルでございます。

路線番号280番、路線名、旧大田村役場道路、区間としまして、起点、厚岸町太田南36番地先、終点、厚岸町太田南25番地先。参考として、延長95メートル、敷地幅員10メートルでございます。

路線番号394番、路線名、門静前浜3号線、区間として、起点、厚岸町門静3丁目68番地先、終点、厚岸町門静3丁目31番地先。参考として、延長339メートル、敷地幅員6メートルから17メートルでございます。

次に、路線番号629番、路線名、あみか前道路、区間として、起点、厚岸町住の江1丁目26番地先、終点、厚岸町住の江1丁目29番地先。参考として、延長37メートル、敷地幅員6メートルでございます。

次に、認定路線の位置でございますけども、次のページの4ページをお開き願います。

議案第72号説明資料でございます。

路線番号171番、路線名、宮園鉄北山通り1号線は、起点が宮園鉄北山通りとの交点から、終点が宮園鉄北山通りとの交点まででございます。

次の5ページをお開き願います。

路線番号172番、路線名、宮園鉄北山通り2号線は、起点が厚岸町宮園3丁目4番地先から、終点が宮園鉄北山通り交点まででございます。

次の6ページをお開き願います。

路線番号173番、路線名、宮園鉄北山通り3号線でございますが、起点が厚岸町宮園3丁目4番地先から、終点が厚岸町宮園3丁目4番地先まででございます。

次の7ページをお開き願います。

路線番号174番、路線名、宮園公園通り、起点が道道厚岸標茶線との交点から、終点が勤労者体育センターまででございます。

次の8ページをお開き願います。

路線番号186番、路線名、宮園鉄北横1の通り、起点が道道厚岸標茶線との交点から、終点が宮園公住1の通りとの交点まででございます。

次の9ページをお開き願います。

路線番号235番、路線名、奥別寒辺牛3号道路は、起点が道道上風蓮大別線との交点から、終点が町道奥別寒辺牛道路との交点まででございます。

次に、10ページをお開き願います。

路線番号280番、路線名、旧大田村役場道路は、起点が道道厚岸標茶線との交点から、終点が厚岸町太田南25番地先まででございます。

続きまして、次の11ページをお開き願います。

路線番号394番、路線名、門静前浜3号線は、起点が苫多道路との交点から、終点が厚岸町門静3丁目31番地先まででございます。

次に、12ページをお開き願います。

路線番号629番でございますけども、路線名、あみか前道路は、起点が住の江町通りとの交点から、終点があみか駐車場まででございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 初めに、議案第71号について質疑を行います。ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（音喜多議員） 次に、議案第72号について質疑を行います。ございませんか。  
10番、谷口議員。
- 谷口議員 今回、認定の路線なんですけど、これすべて道路の形態が整っているのか、今後、整備をしなければならない部分もあるのか、そのあたりはどうなんでしょうか。
- 議長（音喜多議員） 建設課長。
- 建設課長（高谷課長） 今現在も公衆用道路として、道路形態をなしているものでございます。  
それと、宮園公園通りの延長につきましては、今、体育センターだとかの駐車場で利用されていますので、今後において町道認定された折、道路として整備していくということでございます。
- 議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。
- 谷口議員 173番なんですけど、ここは以前、宮園公園の敷地整備なんかで、自衛隊か何かを使うプレハブだとか、道路の状況になってはいないのではないのかなと思うんですけど、供用開始されているんですか、道路として。
- 議長（音喜多議員） 建設課長。
- 建設課長（高谷課長） ただいまご質問の件につきましては、そこにプレハブの倉庫等を建ててありましたけども、今回、この認定に当たりまして、その倉庫等を移転して、町道として認定していけるように支障のものを排除しております。（「通行できるようになっているのか」の声あり）通行できるように今、ただいましております。
- 議長（音喜多議員） ほか。12番、室崎議員。
- 室崎議員 町道の番号の235番、これ今まで林道だったものを今度、町道にするというふうにお聞き今したんですけども、それで、幅員を見ますと、5メートルから27メートルと書いてあります。あるところは5メートルで細くて、太いところは27メートルある。5倍以上あるんですけど、これどういう形態なんでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 最少の部分で、敷地が5メートル、最大の部分で27メートルということでございます。実際に道路自体が、道路部分は4メートルの幅員でございますけども、敷地としましては、のり面も含めて、側溝も含めて、最少で5メートルのところもありますし、それから、山を切り開いているのり面のところは、最大で27メートルの敷地ということでございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 林道と町道の話というのは前にも一度あったんですけど、それで、確認するんですが、そのときにもいろんな話が出て、要するに町道の延長が長くなれば交付税がふえるから、なるべく町道にしたほうが楽なんだというような話があったんだけど、それも私、こうなるとちょっと疑問があるんですよね。交付税がでるということは、要するに町道、いろいろと管理、それからいろんな整備にお金がかかるから、だから地方交付税で見ましようということになるんでないかと思うんです。

林道の場合には、一般の人の通る道ではないですよね。これは、特別な作業をする人たち、いわば、そこを車で運転する人は、本当にそういう道を走る技術を持っている人たちだけが通る道で、一般の人が自動車が入ってくる道ではないというのが基本です。ですから、そういう整備で、道路管理者としての責任は果たせると思うんですが、これが町道ということになりますと、まさに先ほどの答弁で、違うところでも使っている言葉でありましたが、公衆用道路、一般公衆、普通の人が入ってくることを前提にした道路ですよ。

そうすると、やはり林道から町道に認定をするということは、林道と同じ状況では、やはり道路管理者としての責任というものを十分に果たしたことにはならないんでないかということは十分考えられると思うんですが、その点で、この奥別寒辺牛3号道路というものは、町道として一般の人がどんどん入っても何の心配もないような立派な道路として整備されているんですか。それとも、今いないけれども、これからそのようにするんですか。

それからもう一つは、町道にするためには、やはりそれなりの理由があると思うんです。単に林道として8年たって、町道にできるようになったからしますでは、具体的な理由ではないですよ。

それで、現実にこの235号のところには人家があるんでしょうか。あるいは、そういう日常生活の用に供する必要があるんでしょうか、この点についてもお聞きいたします。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） ただいまのご質問の2点についてお答えを申し上げます。

2点目の、人家はあるのかということでございますが、人家はございません。

今回、町道認定するに当たりまして、林道というのは、道路法だとか、道路構造令には準拠していないと。余談ですけども、農道については準拠しているということでございます。

私ども何回かこの道路を実際には走っております。今回の場合は、この町道認定を提案している道路につきましては、すべて町有地の中でございまして、道道上風蓮大別線から町道奥別寒辺牛道路まで通じて、すべて起点も終点も公道に面している道路でございます。

道路構造令には準拠している道路でございますけども、町道管理者としては、将来的にも、のり面だとか、いろんな状況も踏まえて、町道として管理していけるということで、今回、認定させていただきたいなということで、今回、提案させていただきました。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 最後に確認しておきますけども、そうすると、現状のままで町道認定して、特に費用をかけないで、ここでもって何か事故があったとしても、道路管理者としての責めは十分に果たしているというふうに言えるだけの整備されたものであると。したがって、今これから町道に認定したことで、多額の費用がかかるとか、そのような懸念は全くないと、そのように考えてよろしいんですね。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答え申し上げます。

道路につきましては、道路法なり道路構造令なり、そういった準拠はしていませんけども、私が数回にわたり、何回にもわたり通ったところ、整備された道路だということでございます。

まして、今までも旧林道を町道に認定させていただいた道路につきましても、今年度においても、のり面だとか、いろんな状況で不安定になっている部分につきましても、今回、直営でいろいろと手当てをして管理をしております。そういった意味で、町道の管理者として、当然管理をするという前提で臨みますので、その辺、ご理解いただきたいと思います。

町道に認定したからには、当然、そういう状況になった場合には、町道管理として、経費をもって整備していく。（「ちゃんと質問の趣旨わかって答弁してもらわないと。休憩してください」の声あり）

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前11時14分休憩



- 議長（音喜多議員） 再開いたします。  
副町長。

- 副町長（大沼副町長） 私から補足的な説明をさせていただきます。  
今回、この認定を議決をいただくことによって、今、直ちに林道整備、厚岸町からお金を投入して、直ちに整備をするという状況にはございません。  
ただし、今後、何年か何十年先かわかりませんが、今よりも交通量がふえたとかというような状況になったときには、これは、もちろん地方交付税も使わせていただくことになりましょうし、何らかの補助の採択を得て整備をすると、しなければならないという状況になったときには、そのような対応をさせていただきたいというふうに考えております。

- 議長（音喜多議員） よろしいですか。ほかございませんか。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は、原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第4、議案第73号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
総務課長。

- 総務課長（會田課長） ただいま上程いただきました議案第73号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。  
議案書13ページをお開き願います。

さきの町議会第4回臨時会でも申し上げましたように、人事院は、本年も例年同様、勧告の基礎となる民間給与の実態調査を実施し、国家公務員の給与と民間の給与を比較した結果、国家公務員給与における月例給が民間給与を上回ったため、国家公務員で言

う俸給表を引き下げ改定することとして、去る9月30日に国会及び内閣に対し、国家公務員給与の改定を勧告いたしました。

この勧告を受けた政府は、検討の結果、人事院勧告を実施するための給与表改正法案を国会に提出しないこととしましたが、この勧告の中で、町長の給料月額決定に当たって参考とすべき指定職俸給表の減額改定もあわせてうたわれていたところでもあります。

このため、町としましては、この勧告における指定職俸給表の減額改定に準拠して、町長、副町長及び教育長の給料月額を改定するとともに、平成24年度においても、平成17年度から今年度まで実施してきている町独自の減額措置を継続しようとするものであります。

それでは、その改定の内容であります。平成24年度における町長、副長、教育長の給料月額を、人事院勧告における国家公務員の指定職俸給表の減額改定に準じ、基本となる額を町長と副町長にあつては、それぞれ4,000円、教育長にあつては3,000円引き下げた上、町独自の減額措置として、さらに、その引き下げた額に100分の95を乗じて得た額とするものであります。

改めて、議案書13ページをごらん願います。

これから条例案の説明をいたしますが、このたびの町長、副町長、教育長の給料月額改定に当たっては、特別職である町長と副町長の給与を定める特別職の職員の給与に関する条例と、教育長の給与を定める教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の二つの条例を改正する必要があり、改正する内容が同様であることから、個々に改正条例を制定するのではなく、二つの改正条例を「及び」でつなぎ、一つの改正条例として制定しようとするものでありますので、ご了承願います。

なお、条例案の説明は、議案書により行わせていただきますので、別にお配りしております議案第73号説明資料、特別職員の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表につきましては、参考としてあわせてご参照いただきたいと思います。

初めに、第1条、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

まず、別表で規定している町長と副町長の給料月額についてであります。町長の給料月額「83万8,000円」を「83万4,000円」に、副町長の給料月額「69万6,000円」を「69万2,000円」に改めるものであります。

なお、この町長の給料月額については、このたびの人事院勧告における国家公務員の指定職俸給表3号俸の俸給月額に準じた額の「83万4,000円」に、副町長の給料月額については、改定後の町長の給料月額を基準額として、これに100分の83を乗じて得た額の「69万2,000円」に改定しようとするものであります。

次に、附則の改正であります。前段でご説明いたしました改正後の別表に規定する町長及び副町長の給料月額を、平成23年度に引き続き平成24年度も、その給料月額に100分の95を乗じて得た額とする。いわゆる5%減額した額とするため、附則第8項中、「平成23年度の次に「及び平成24年度」の文言を加えようとするものであります。

なお、この減額措置に関する規定により、平成17年度以後の減額措置に関する規定と同様、減額後の給料月額が期末手当の算定基礎額となることから、期末手当においてもこの減額措置が反映されることとなるものであります。

この町独自の減額措置を行う理由につきましては、平成24年度においても、依然として厳しい財政運営が続くものとの認識から、引き続きこの減額措置を行おうとするものであります。

続きまして、第2条、教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてであります。第3条、教育長の給料を定める規定中、給料月額「62万9,000円」を「62万6,000円」に改めるほか、第1条においてご説明いたしました特別職の職員の給与に関する条例の一部改正と項番号が異なるほかは、同様の改正でありますのであります。説明を省略させていただきます。

なお、教育長の給料月額につきましては、改定後の町長の給料月額を基準額として、これに100分の75を乗じて得た額としております。

これら改定案につきましては、去る11月28日に開催した特別職報酬等審議会に諮問したところ、同日付で、給料月額の改定並びに町独自の減額措置とともに適当であるとの答申を受けたところでありますので、ご理解願います。

恐れ入りますが、議案書14ページをお開き願います。

この条例の附則であります。この条例は、平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

なお、これらの改定に伴う影響額でございますが、まず、町長と副町長の給料月額を4,000円、教育長の給料月額を3,000円、それぞれ引き下げ改定することによる年間給与総支給額は、平成23年度と比較して合計で約18万2,000円の減額。

次に、引き下げ後の給料月額の基本額による年間給与総支給額と当該基本額から5%を減じた年間給与総支給額との比較では、合計で約178万円の減額。

次に、この改定による平成24年度の年間給与総支給額と、既に5%を減じている平成23年度の年間給与総支給額との比較では、合計で約17万2,000円の減額になるものと試算されるところでございます。

以上、簡単、雑駁な説明であります。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げ、本条例案に関する提案理由と内容の説明とさせていただきます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第5、議案第74号 厚岸町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案の説明を求めます。

教育委員会管理課長。

- 教育委員会管理課長（米内山課長） ただいま上程いただきました議案第74号 厚岸町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を説明させていただきます。

議案書15ページをお開きください。

本改正条例は、真龍中学校を旧厚岸汐見高校跡に移転するに当たり、町立学校の位置を規定している本条例を改正しようとするものです。

なお、本年3月の第1回定例会において議決いただきました片無去小中学校閉校に伴う厚岸町立学校設置条例の一部を改正する条例の施行日が平成24年4月1日であることから、この改正条例の一部を改正する手法となりますことをご理解願います。

現在の厚岸町立真龍中学校校舎は、昭和42年の学校火災による災害復旧校舎として昭和43年に建設され、既に40年以上を経過した建物であり、現在の耐震基準での耐震性確保は難しいとの判断から、耐震化計画を進めていたところであります。

しかし、耐震化には多額の経費が予想されることから、その対応に苦慮していたところ、厚岸潮見高校と厚岸水産高校との統合が決まり、統合校は、現在の厚岸翔洋高校の校舎を利用することとなりました。

空き校舎となる旧潮見高校は、昭和63年に建設されたものが大部分であり、一部を改修することで、十分利用可能なことから、校舎及び跡地について、その設置者であります北海道と協議を進めた結果、真龍中学校の校舎として、無償譲渡を受けることで協議が調ったところあります。

今年度、真龍中学校として利用するための改修工事を北海道及び厚岸町、それぞれ行ってまいりましたが、それらの工事が終了する年内に無償譲渡の手続についても終了することから、年明けの平成24年1月より、正式に真龍中学校が旧厚岸潮見高校跡でスタートすることになります。

本条例の改正内容につきましては、あらかじめ配付させていただいております議案第74号説明資料、厚岸町立学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明させていただきます。

厚岸町立学校設置条例第2条で、町立学校の名称及び位置を定めております別表、中学校の部真龍中学校の項中「宮園3丁目6番地」を「白浜1丁目5番地」に改める内容を加えるものです。

次に、附則に、「ただし、別表中学校の部真龍中学校の項の改正規定は、平成24年1月4日から施行する」の、ただし書きを加える内容であります。

なお、本年第1回定例会において議決いただきました内容の施行日が平成24年4月1日であることから、現在の別表での新旧対照表となっていますことをご理解いただくとともに、平成24年4月1日以後の別表についても参考として記載させていただきました。

また、参考として、新しい真龍中学校の概要図面を配付させていただきましたので、

参考に供していただきたいと思います。

恐れ入りますが、議案書15ページにお戻り願います。

附則であります。この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。ございませんか。  
10番。

●谷口議員 一つお伺いしたいのは、資料を配られているんですけど、校舎をどういふふうにご利用するかというのは、私たち議会あるいは常任委員会に説明をされたことはあったんでしょうか。まず、本会議ですから、何回も質問できないんですけど、お伺いをいたします。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（米内山課長） 旧潮見高校の真龍中学校への利用につきましての議会への説明でございますけれども、議会というよりも、厚生文教常任委員会におきまして、平成22年の4月の常任委員会におきまして、真龍中学校の移転計画と移転に伴う改修についてのご説明をさせていただいているところでございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 その説明は、校舎、高校と中学校は当然違うわけですよ、利用の目的から、子供たちの就学内容だとか、そういうものを含めると。それで、そういう具体的に、今回、工事を行っているわけでしょう。そうすると、どういう部分をどうするのかということをやっぱり議会側に示していただくのは筋であったんではないのかなというふうに思うんですけど、それは私は聞いていなかったような気がするんですが、どうだったのか。

それから、潮見高校が閉校してしまったわけですけど、一部は、何かあの校舎の中に汐見高校のメモリアル施設みたいなものも予定しているように伺ったことがあるんですけども、そういうことはきちんとこの中に組み込まれているのかどうか、その辺はどうだったんでしょうか。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（米内山課長） 議会への説明、特に、改修内容についての説明についてでございますが、確かに議会全体の中では説明はされていないというふうに記憶してございます。先ほど言いましたように、常任委員会の中でおおむねのご説明をさせていただいたところであるというふうに記憶してございます。

それから、旧潮見高校のメモリアルルームの部分につきましては、実は、今回配付させていただきました資料の中では、実は、多目的スペースということで実はされている、1階の一番右端のスペース、この部分が実はメモリアルホールというふうに予定されているところがございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 申しわけないんですけど、本会議なんですよ、今。もう私これで終わりなんですよ、質問する機会が。質問しないと答えないというのはやっぱりだめだと思うんですよ。せっかく資料を出しておきながら、この施設がどういうふうに使われていくんだということをきちんと説明された上で、質疑をするのであればよろしいんですけど、聞かれないと、ここの部分はこういうふうにするんだというのではだめだと思うんですよ。

それから、事前に厚文に説明をしたと言いますが、結果的に、今度こういう条例を出すということを我々厚文の委員会には一言もないんですよ。これでは、所管の常任委員会の役割は何なのかということになってくると思うんですよ。そのあたりはどういうふうに考えているんですか。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（米内山課長） 確かに内容につきましてのご説明は、先ほど答えたとおりでございますが、今回の条例提案につきましては、位置の変更の条例を提案させていただくという旨だけは厚生文教常任委員会にも説明させていただいたところでございますが、ご質問者がおっしゃるとおり、それに伴います中身の説明について欠けていたということは否めないというふうに考えております。

今回配らせていただいております参考資料につきまして、おくれればながら若干説明させていただきたいというふうに思います。

まず、図面でございますが、新しい中学校の概要でございます。まず、配置図ということで、建物、それぞれ校舎、屋内運動場、渡り廊下、格技場、トイレ、シャワー室、屋外物置ということで、主な施設についての面積及び構造について記載させていただいております。グラウンドにつきましては、おおむね1万9,000平米という内容でございます。

2ページ以降、平面図になるわけでございますが、これは、既に真龍中学校移転のための改修工事が終わった内容で示させていただいております。

今回、主に改修した内容でございますが、外部におきましては、玄関ポーチにスロープを設置させていただいております。それから、給食搬入入り口のエプロンをつけさせていただいております。これは屋根つきでございますが。

1階、2階、3階共通でございますが、玄関入りました正面にエレベーターを設置させていただきました。それから、多目的の便所を改修してございます。教室の改修につきましては、技術室、それに伴う準備室、これについては、旧被服室、作法室を入れか

えてございます。特別支援教室につきましては、旧多目的教室、保健室、事務室を特別支援学級ということで入れかえさせていただいております。旧多目的教室を現在の給食搬入入り口ということになってございます。現在の更衣室は、旧宿直室ということでございます。

それから、3階に行きまして、3階ですから4ページになりますが、ここでの教室改修でございますが、現在、美術教室というふうになっているところは、物理・地学教室であったところでございます。被服室につきましては、旧美術室であったところでございます。作法室につきましては、美術教室の控室を改修させていただいた内容でございます。

あと、校長室を職員室のある2階のほうへ移設させていただいております。

甚だ簡単な説明で申しわけございませんが、以上とさせていただきます。

●議長（音喜多議員） ほかがございませんか。

6番、堀議員。

●堀議員 今回の説明でも全然わからないんですよ。やはり今回の上げられた案ですけども、本当に説明不足と言うしかないと思うんですよ。例えばテニスコートが何平米で何面あるのか、テニスコートの裏の敷地が一体何なのかとか、参考資料、グラウンドと書かれているんですけども、グラウンドの丸い点線の部分というのは何なのかとか、バックネットもたしか昔はあったと思うんですけども、それがどんなふうになっているのかとか、そういうようなものの説明もありませんし、また、各部屋の大きさ、今までの中学校とどのように変わるのか、そういうような説明もない。

また、格技場というものがあるんですけども、柔道については、確かに格技場として、今、中学校の授業の中でもやると思うんですけども、ただ、剣道というものは入っていないと思うんで、そういった中で、剣道の部分と書かれている部分をどのように使うのかとか、そういう説明というものが全然ないわけなんですよ。これについて、何か別な、今、口頭でただ言われるだけでも、私方でも理解するのに大変だと思うんですけども、もっと詳細な、新しい、移る中学校がどのようなものなのかというもの、わかるものを出していただきたいと思うんですけども、それはできるんでしょうか。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前11時43分休憩

午前11時51分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 今回の議案第74号 設置条例の一部改正ということで、今回、参考に示されている参考資料をもとにいろいろ話をすると、いろいろと大変というふうにも思いますので、それについては、予算委員会の際に聞きたいなというふうに思いますので、先ほど最初に言いましたとおり、資料とかを用意して出していただければというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（米内山課長） 準備させていただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 次、9番、南谷議員。

●南谷議員 私も10番、6番議員と同じ思いでございます。正直言って私は総産の委員でございますから、詳しい話は全く伺っておりません。

今回の議案、質問することは1点だけはあるんです。どうやって、今回の上程する議案の中で自分の思いをお尋ねしていいんだろうなという、非常に間口の狭い上程のされ方をしているなど。ここにもう至っている。非常に憤りを感じました。全く説明ないんですから。

正直言って、8番議員さんの一般質問にもありました、両輪だ。ただ、自分も議会改革に取り組んでいくという、宣言している議員でございますから、みずからが聞きにいかなければならない議員の義務というものも僕はあると思います。

ですから、今後、お互いにやっぱりきちっと理解し合えるようなシステムづくりというんですか、今年ですか、教育長、体調崩されました。そういうこともあって、事務的に遅れているのかな、そういう思いもありました。教育長1人ではないんですよ。もっとしっかり教育委員会一本になって、議員に少しぐらいは、これだけの事業をするに当たって、みんなでしっかり取り組んでいただかなければ、細かい質問は私はしません。

この議案に対する賛意を示すわけでございますが、1点だけお尋ねいたします。

一番気になるのは、宮園から白浜に移転します。そうすると海に近い。津波の問題あるだろうな。この辺について、まだ対策について考えているのか、もう既におられるのか、僕の考えでは、後ろに小高い山もある、前に避難場所もある。この辺についてどう取り組んでいるのか、お伺いをさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（米内山課長） 移転後の津波に関する避難の関係でございますけれども、今現在の真龍中学校は、真龍中学校裏山が避難場所でございます。避難訓練も実施しているところでございます。旧潮見高校跡地になりますと、ご質問者おっしゃるとおり、この図面、正面左側に白浜高台というところが避難場所になってございます。まず最初にそこに逃げるということでは、学校側とも調整してございます。

ただ、この避難所についても、昨日、学校の避難の部分についても申し上げましたけ



れども、そこだけでいいのかということも含めて、次の避難場所ということについても学校側と協議させていただいているところでありまして、できればまた、もう少し高い、国道横断になるわけですがけれども、真龍墓地の高台まで上がることも想定した中で、現在、協議させていただいているところでございます。

●議長（音喜多議員） 9番。

●堀議員 1点だけ、今後に対する姿勢だけ答弁してください。答弁漏れで。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今回の真龍中学校の工事関係につきましては、議会の議決が必要でなかった金額だったということもあって、説明が不足していたことについては、大変申しわけなく思っております。今後につきましては、このようなことのないように十分、本会議、あるいはそれぞれの常任委員会に説明をしていきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 9番、よろしいですか。（「はい」の声あり）  
ほかございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。  
お諮りします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 昼食のため、休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

●議長（音喜多議員） 日程第6、議案第75号 厚岸町学校給食センター設置条例の一部

を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

教育委員会管理課長。

- 教育委員会管理課長（米内山課長） ただいま上程いただきました議案第75号 厚岸町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について、その提案理由をご説明申し上げます。

議案書16ページをお開きください。

このたび新しい学校給食センターが完成し、移転することに伴い、給食センターの位置を規定している厚岸町学校給食センター設置条例の一部を改正しようとするものです。

厚岸町学校給食センターは、昭和47年建設以来39年を経過し、以前から老朽化に伴う衛生管理や耐震性の確保が難しい状況となっており、各方面から早期の改築を求められるなど、重要な懸案事業でありました。

このたび、11月1日に新築建物が完成し、年内の給食が終了すると同時に、今までの給食センターから使用可能な設備の移設を行います。本年12月26日から新しい給食センターへ業務を移転することから、給食センターの位置を変更しようとするものです。

議案書16ページをお開きください。

厚岸町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例でございますが、厚岸町学校給食センター設置条例の一部を次のように改正するとして、第2条中「梅香1丁目1番地」を「白浜3丁目1番地」に改める内容であります。

なお、お手元に厚岸町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表を配付させていただいておりますので、参考に供していただきたいと存じます。

次に、附則であります。

この条例の施行日は、平成23年12月26日とするものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

（なし）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第7、議案第76号 厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

- 病院事務長（土肥事務長） ただいま上程いただきました議案第76号 厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容をご説明申し上げます。

議案書17ページをお開きください。

説明は、別に配付の議案第76号説明資料、厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明いたします。

この厚岸町病院事業の設置等に関する条例は、病院の設置目的や運営に関する基本的事項を定めた条例であります。

このたびの改正であります。1点目は、第2条、経営の基本、第3項に規定の病床数及びその種別を改正しようとするものであります。

これは、総務省が平成19年12月に、公立病院改革ガイドラインを示し、各公立病院に対し、経営の効率化の指標としての病床利用率の改善を求め、おおむね3年連続して病床利用率が70%を下回る場合には、病床数等を抜本的に見直すことと指導がありました。

町立厚岸病院においても、国のガイドラインを受け、平成21年3月に、町立厚岸病院改革プランを策定し、効率的な運営をすべく各種取り組みを進めてきたところですが、病床利用率は、本年度を含め、3年連続して70%を下回る見込みで、今後においても患者数の動向や人口の減少から、好転が見込めない状況となっております。

さらに、現在の病棟体制は、一般病床と療養病床であります。そのうち療養病床は、症状の比較的安定した方のうち、家庭や施設に戻るには不安が残り、長期の療養が必要とされ、看護、介護及びリハビリテーションを継続して行い、療養上の支援を行う役割を持ち、主に高齢者や慢性疾患の方が対象となります。

この二つの病棟体制を維持する上で、看護配置基準をクリアするための人件費を初めとした運営経費が大きな負担となって経営を圧迫することとなっていることから、病棟体制のうち、2階の療養病床を廃止して、3階の一般病床のみ、1病棟とすることで、余剰となっている病床数の縮小と看護体制の再編を行って、効率的な運営を図ろうとするものです。

また、2階病床の廃止後の有効活用であります。病院から転換を図る場合で、施設基準の緩和措置が適用され、現状の病院施設内での移行が容易に可能となる医療機関併設型小規模介護老人保健施設への転換が最も有効であろうと考えております。

この施設は、病院と心和園の中間的な役割で、一定程度改善した病状を維持しながら、療養と在宅に戻るまでのリハビリを主とした機能訓練などを行い、在宅復帰を支援する施設であります。これからの一層の高齢化における健やかな生活を支援する役割を担う施設であります。

なお、この転換後の施設の設置等に係る条例など議会への上程は、現在、釧路保健所

など関係機関と最終調整を行っており、これが済み次第、速やかにとり進める所存でありますので、ご了承ください。

改正内容です。第1号及び第2号にそれぞれ規定しています「病床数」を削除し、病床数を「一般病床55床」とし、1床削減するものです。

この1床を削減する理由は、2階を療養病床に変更した当時、総病床数を変更せずに、全体調整の中で、特別室の1人部屋に2人部屋の普通病床に変更した経過がありました。病棟再編で調整の必要がなくなることで、来年度よりもとの1人部屋に戻し、全体で1床の減少とするものでございます。

2点目は、別表の改正であります。ここで規定していますのは、診療費以外の実費に関する使用料であります。そのうち、特別室はいずれも1人部屋で、バス、トイレつきとなっております。広さの違いで2種類あります。料金は、病院が建設されて以降変更しておりません。現在では、築16年を経過し、設備にも老朽化が進んでいることや、病棟の患者も高齢者が多くを占め、長期の入院では料金負担も大きく、利用者が大きく減少している状況で、昨年度実績では、A室の利用はなく、B室で延べ166日間、利用率で11.4%となっていることから、設備の現状に合った、これまでより利用しやすい料金を設定することで稼働効率の向上を図ろうとするものです。

内容ですが、料金を改正するに当たり、近隣の公立病院の特別室の料金を調査したところ、当病院の特別室Aに相当する病室が5,250円から5,000円、特別室Bに相当する病室が3,150円から3,000円で料金設定となっている病院がほとんどであることから、これらの料金を参考に、特別室Aについては、1日7,350円から5,250円に、2,100円を引き下げ、特別室Bについては、1日3,675円から2,625円に、1,050円を引き下げ、いずれも税込金額に改めようとするものです。これにより、おおよそ3割程度の引き下げとなりますが、この新たな料金設定により、利用の向上を目指すものであります。

以上で、改正内容の説明を終わります。

議案書17ページにお戻りください。

附則です。この改正は、平成24年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単、雑駁な説明であります。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 本議案の審査方法についてお諮りいたします。

審査方法は、議長を除く12人をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

議案第76号の審査方法は、議長を除く12人をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査することに決定いたしました。

●議長（音喜多議員） 本会議を休憩します。

午後 1 時10分休憩

午後 2 時24分再開

- 議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。
  
- 議長（音喜多議員） 日程第7、議案第76号 厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを再び議題といたします。  
議案第76号の議案審査につきましては、条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。  
委員長からの報告を求めます。  
5番、中川委員長。
  
- 中川委員長 審査報告を行います。  
条例審査特別委員会に付託されました議案第76号 厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査につきましては、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告を申し上げます。  
以上、審査報告といたします。
  
- 議長（音喜多議員） 議案第76号 厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りいたします。  
委員長の報告は、原案可決であります。  
委員長に対する質疑・討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ございませんか。  
  
(「異議なし」の声あり)
  
- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり決しました。
  
- 議長（音喜多議員） 日程第8、議案第62号 平成23年度厚岸町一般会計補正予算、議案第63号 平成23年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第64号 平成23年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第65号 平成23年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第66号 平成23年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第67号 平成23年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算、議案第68号 平成23年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第69号 平成23年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第70号 平成23年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第62号 平成23年度厚岸町一般会計補正予算から議案第68号 平成23年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページでございます。

平成23年度厚岸町一般会計補正予算（4回目）。

平成23年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,415万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億9,024万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページから4ページまで。

第1表、歳入歳出予算補正であります。歳入では11款15項、歳出では11款29項にわたって、それぞれ3,415万2,000円の増額補正でございます。

事項別によりご説明いたします。

11ページをお開き願います。

歳入でございます。

10款、1項、1目、1節、地方特例交付金382万9,000円の増、10月以降分の再算定が行われ、増額分の計上でございます。

11款、1項、1目、1節、地方交付税、普通交付税8,994万円の増、歳入歳出調整財源としての計上であります。

なお、本年度の普通交付税は36億7,544万3,000円と決定し、未計上分は2億7,652万8,000円であり、3月補正において、当初取り崩した基金の積み戻しや、他の会計との調整財源、豪雪となった場合の除雪予算など、年度末までの財政需要に備えての措置でございます。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金、401万5,000円の減。各保育所入所児童数及び保育料算定の所得階層の増減による調整計上でございます。

14款使用料及び手数料、1項使用料、4目農林水産業使用料、1節農業使用料、38万1,000円の増。農業水道使用料、使用水量の見込みによる増であります。

5目、1節、商工使用料、10万円の減。子野日公園及び愛冠野営場の使用料確定に伴うものであります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金、429万6,000円の増。障害者自立支援給付費負担金の増額であります。2節児童福祉費負担金、2,217万3,000円の減。子ども手当の支給見込みに伴う減であります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、2節特定防衛施設周辺整備事業補助金、320万円の増。特定防衛施設周辺整備調整交付金財産管理、歳出の23ページ、財産管理費、

消防設備への充当財源としての計上であります。

なお、特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、2次交付分の配分が9,633万3,000円と決定したことにより、1次交付分と合わせ、総額1億5,072万1,000円となりました。今回の補正では、当初計上との差額3,972万1,000円を、一般会計で2,672万1,000円。病院会計で1,540万円を計上するものでございます。

2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、32万7,000円の増。社会資本整備総合交付金、高齢者世帯等への除雪サービス実施委託料への交付決定に伴う計上であります。3節防衛施設周辺整備事業補助金、550万円の増。特定防衛施設周辺整備調整交付金につきまして、宮園鉄北地区集会所建設事業への充当増であります。

4目農林水産業費国庫補助金、3節水産業費補助金、94万4,000円の増。災害等廃棄物処理事業費補助金、災害廃棄物の見込み増に伴う増額計上であります。

6目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金、5,460万円の減。社会資本整備総合交付金につきまして、充当事業である床潭末広間道路整備事業への配分減によるものであります。5節住宅費補助金、133万円の減。社会資本整備総合交付金について、住宅建設分充当事業である町営住宅建設事業の執行減によるものであります。6節防衛施設周辺整備事業補助金、637万9,000円の増。太田門静間道路整備事業補助金、77万9,000円の増。特定防衛施設周辺整備調整交付金、道路新設改良は、充当事業である住の江町通り整備事業分、80万円の増。プライベート道路防雪柵整備事業分、80万円の増であります。河川総務分は、汐見川改修事業分、280万円の減。汐見川護岸改修事業分、200万円の増。奔渡川改修事業分、480万円の増で、合わせて400万円の増であります。

7目消防費国庫補助金、1節防衛施設周辺整備事業補助金、1,242万1,000円の増。特定防衛施設周辺整備調整交付金であります。充当は、歳出の77ページ、災害対策費の地震・津波防災対策備蓄及び地震・津波防災対策整備事業であります。2節常備消防費補助金、3,172万円の減。3節消防費補助金、3,105万3,000円の増。社会資本整備総合交付金、常備消防につきましては、釧路東部消防組合の負担金のうち、消防自動車整備事業分として、補助金確定に伴う減であります。計上科目を2節から3節に振りかえるものであります。

8目教育費国庫補助金、3節中学校費補助金、252万5,000円の減。安全・安心な学校づくり交付金、1,688万5,000円の減。学校施設環境改善交付金、1,436万円の増。充当事業の真龍中学校移転改修事業の執行減及び交付金の改廃に伴う名称替えであります。4節幼稚園費補助金、11万8,000円の増。幼稚園就園奨励費補助金の増であります。6節保健体育費補助金、28万8,000円の減。安全・安心な学校づくり交付金、4,603万2,000円の減。学校施設環境改善交付金、4,603万2,000円の増は、交付金の改廃に伴う計上名称がえ。社会資本整備総合交付金、社会体育、28万8,000円の減。充当事業の宮園公園整備事業の執行減に伴うものであります。

3項委託金、4目土木費委託金、1節河川費委託金、5,754万5,000円の減。この理由は歳出で申し上げます。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、1節社会福祉費負担金、339万3,000円の増。障害者自立支援給付費負担金、214万8,000円の増。保険基盤安定負担金、124万5,000円の増であります。2節児童福祉費負担金、71万4,000円の減。子ども手当の支給見

込みに伴う減であります。

2 項道補助金、1 目総務費道補助金、1 節総務管理費交付金、19万7,000円の減。主に緊急雇用創出事業交付金の減であります。

2 目民生費道補助金、1 節社会福祉費補助金、699万6,000円の増。地域支え合い体制づくり事業費補助金、659万3,000円の新規計上。障害者自立支援対策推進費補助金、40万3,000円の増であります。

3 目衛生費道補助金、1 節保健衛生費補助金、230万1,000円の増。妊婦健康診査事業補助金、60万1,000円の増。子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時交付金、170万円の増。

4 目農林水産業費道補助金、1 節農業費補助金、6,000円の増。2 節農業費交付金、16万円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、交付決定による増であります。3 節林業費補助金、87万6,000円の増。未来につなぐ森づくり推進事業補助金、対象事業の増によるものであります。5 節水産事業費補助金、2 億5,540万円。水産業共同利用施設復旧支援事業費補助金、2 億4,880万円の増。北海道分補助金が、道議会の予算案議決及び交付決定により、災害復旧助成事業債からの振りかえ計上であります。地域づくり総合交付金、水産振興及び養殖事業に対する交付内定による計上であります。

7 目教育費道補助金、1 節社会教育費補助金、240万円の減。地域づくり総合交付金充当事業の国指定史跡・国泰寺跡整備事業への交付減によるものであります。

3 項委託金、1 目総務費委託金、5 節統計調査費委託金、10万9,000円の減。各種統計調査委託金の減額であります。

2 目民生費委託金、1 節社会福祉費委託金、9 万円の増。全国在宅障害児・者等実態調査委託金の新規計上であります。

4 目農林水産業費委託金、1 節農業費委託金、156万6,000円の減。地すべり防止区域管理業務委託金について、北海道が厚岸町から民間への業務委託に切りかえたことによる減であります。

17 款財産収入、2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、1 節土地売払収入、307万5,000円の増。トライベツ 1 件、湾月 2 件、門静 2 件の町有地売払代であります。

2 目、1 節生産物売払収入、158万7,000円の増。カキ種苗売払代、売り払い実績による40万5,000円の増。餌料藻類売払代、販売量見込みによる118万2,000円の増であります。

18 款、1 項寄附金、9 目教育費寄附金、2 節小学校費寄附金、3 万円。釧路町匿名希望者からの寄附でございます。

20 款、1 項、1 目繰越金、1 節前年度繰越金、6,603万2,000円の増。これにより、平成22年度からの繰越金、1 億7,380万6,000円の全額計上となります。

21 款諸収入、6 項、3 目、3 節雑入、70万円の増。それぞれ説明欄記載のとおりであります。主に職員研修受講助成金、52万2,000円。釧路産炭地域総合発展機構助成金、30万円の新規計上であります。

22 款、1 項町債、4 目農林水産業債、3 節水産業債、2 億4,800万円の減。アサリ漁場及びカキ養殖施設災害復旧助成事業債、道補助金内定による財源振りかえによる減であります。

6 目土木債、2 節道路橋梁債、3,710万円の減。道路整備事業 5 件の事業執行に伴う現



であります。6節住宅債、180万円の減。町営住宅建設事業の事業執行に伴う減であります。

7目、1節消防債、20万円の増。消防自動車整備事業債であります。

8目教育債、3節中学校債、740万円の減。真龍中学校移転改修事業の執行に伴う減であります。5節保健体育債、850万円の増。学校給食センター建設事業の充当交付金との調整増であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

17ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款、1項、1目議会費、100万9,000円の減。主に議員報酬と議員期末手当の減。議会議務局消耗品費の減であります。

19ページ。2款総務費、1項総務管理費、3目職員厚生費、52万2,000円の増。主に職員研修特別旅費の増であります。

4目情報化推進費、418万7,000円の増。総合行政情報システム、147万8,000円の増。住民基本台帳システム改修及び大規模災害発生時のシステム、バックアップデータの復元システム構築費、町営住宅管理システム導入に伴う経費の増であります。総合行政ネットワーク、59万2,000円の増。国などの公共機関とのネットワークであるLGWANのシステム変更に伴う接続サーバ設定変更経費の増であります。

21ページ。地域情報通信基盤整備、211万7,000円の増。主にネットワークへの新規接続の増及び電柱等強化量の増であります。5目交通安全防犯費、1,000円の減。7目文書広報費、40万9,000円の減。広報印刷製本費の減であります。8目財政管理費、72万7,000円の増。共通物品調達の増であります。10目企画費、7万4,000円の減。

23ページ。11目財産管理費、394万7,000円の増。町有施設に配置しております消火器につきましては、製造年から10年を経過したものにつきましては、3年以内に破裂のおそれがないか、耐圧性能点検が必要となり、全793本を点検するには、1本2万2,000円、総額約1,720万円余りを要することから、3年間で総額約1,260万円で、新型消火器に更新しようとするものであり、本補正は、265本分の廃棄手数料及び購入費の計上でございます。12目車両管理費、69万1,000円の増。説明欄記載のとおりであります。

2項徴税費、1目賦課納税費、60万4,000円の減。町民税課税臨時職員賃金の増。資産税課税、212万9,000円の減。25ページにわたり、主に固定資産評価基本図更新業務委託料、230万円の減。執行に伴うものであります。町税収納、町税収入払戻金、100万円の増であります。

3項、1目戸籍住民登録費、3,000円の増。5項統計調査費、1目統計調査総務費、10万8,000円。27ページ。6項、1目監査委員費、20万8,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

29ページ。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、1,005万3,000円の増。主に福祉灯油、44万8,000円の増。灯油単価アップ分であります。地域支え合いネットワーク構築支援、160万5,000円、新規計上であります。

高齢者や障害者が日常的に地域とつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう、町内関係団体により、地域支え合いネットワーク会議が設立され、そのネットワーク構

築のための財政支援として、事務局である社会福祉協議会へ補助するものであります。

災害時要援護者支援、498万8,000円、新規計上。災害発生時に、地域を中心とした避難支援が行えるよう、要援護者マップを活用したシステム導入をしようとするものであります。国民健康保険特別会計繰出金、198万3,000円の増であります。

2目心身障害者福祉費、963万9,000円の増。

31ページにわたり、主に障害者更正医療給付、93万2,000円の増。障害者（児）介護訓練等給付、765万8,000円の増。障害者自立支援対策推進、93万6,000円の増。全国在宅障害児・者等実態調査、9万1,000円、新規計上。5年に1回の調査で、北海道からの委託で実施するものであります。

4目老人福祉費、2,340万5,000円の減。33ページにわたり、主に介護保険特別会計繰出金、65万1,000円の増。介護サービス事業特別会計繰出金、2,359万4,000円の減のほか、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

5目後期高齢者医療費、115万3,000円の増。35ページにわたり、後期高齢者医療一般、北海道後期高齢者医療広域連合負担金129万4,000円の減。後期高齢者医療特別会計繰出金244万7,000円の増。

7目自治振興費、590万9,000円の増。中央バス路線維持対策補助金として、霧多布線が国、道補助金の減及び燃料単価アップなど、経費増に伴う収支不足により、また、床潭線が、人件費、燃料単価アップなどの経費増による収支不足により、両路線の運行維持するための町補助金の増額であります。

8目社会福祉施設費、196万4,000円の減。主に宮園鉄北地区集会所建設事業の執行減のほか、説明欄記載のとおりであります。

37ページ。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、49万5,000円の増。主に子育て支援対策、50万円の増。妊婦健康診査、通院費助成の増であります。

2目児童措置費、2,359万9,000円の減。子ども手当の減であります。

4目児童福祉施設費、527万5,000円の減。41ページにわたりますが、主に保育所一般広域入所委託料、248万7,000円の減。子育て支援センター、271万4,000円の減。嘱託職員配置による臨時職員賃金の減であります。

5目児童館運営費、18万2,000円の減。友遊児童館、子夢希児童館、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

43ページ。4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費、35万円の増。公衆浴場経営助成及び設備修繕助成の増であります。

2目健康づくり費、644万円の増。健康づくり一般、80万2,000円の増。主に臨時職員賃金、60万5,000円の増。釧路管内小児救急医療事業負担金、15万円の計上であります。母子保健、194万6,000円の増。主に妊婦一般健康診査委託料、受診者見込み増により213万5,000円の増であります。子宮頸がん等ワクチン接種、377万8,000円の増。接種見込み増による計上であります。

45ページ。4目水道費、513万2,000円の増。簡易水道事業特別会計繰出金の増であります。

5目病院費、9,023万2,000円の増。病院事業会計への負担金、1,322万7,000円の減。公営企業法に基づく繰り出し基準分の見込み減によるものです。同基準外となる補助金、

1 億345万9,000円の増で、補正後総額を4億8,623万2,000円とするものであります。

2 項環境政策費、2 目水鳥館運営費、37万8,000円の増。主に臨時職員賃金の計上であります。

47ページ。5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、4 万円の増。2 目農業振興費、3 万6,000円の増。3 目畜産業費、15万2,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

5 目農地費、156万8,000円の減。地すべり防止区域管理業務委託、北海道からの委託取りやめに伴う減でございます。

7 目農業施設費、10万8,000円の増。49ページ。農業・農村活性化施設、説明欄記載のとおりであります。

8 目農業水道費、112万4,000円の減。説明欄記載のとおり、主に事務事業執行に伴う減であります。

51ページ。2 項林業費、2 目林業振興費、142万5,000円の増。民有林振興対策事業、対象森林面積及び補助対象経費の増によるものであります。

3 項水産業費、1 目水産業総務費、229万9,000円の増。水産業一般、41万1,000円の増。主に衛生管理技術モデル試験事業、25万円の計上。漂流物・破損業務撤去処分、188万8,000円の増。処分量見込み増によるものであります。

2 目水産振興費、580万円の増。アサリ漁場災害復旧助成事業及びカキ養殖施設災害復旧助成事業は、道補助金の予算化及び補助決定による地方債との財源振りかえであります。地方卸売市場施設災害復旧助成事業は、東日本大震災における津波被害を受けた厚岸漁業協働組合の市場施設の復旧費が国の補助金対象となったことによる計上であります。

53ページ。水産物販売強化事業、厚岸漁業協働組合が行う市場高度衛生管理システム導入が、北海道の地域づくり総合交付金の交付内定に伴う計上であります。

3 目漁港管理費、36万9,000円の増。漁港施設管理経費の増によるものであります。

5 目養殖事業費、192万6,000円の増。カキ種苗センター燃料費、光熱水費の増のほか、執行見込み減を含めた調整計上でございます。

55ページ。水産増養殖調査研究、北海道の地域づくり総合交付金の交付内定により、記載のとおり、管理経費の計上でございます。

6 目水産施設費、7 万8,000円の増。説明欄記載のとおりであります。

57ページ。6 款、1 項商工費、1 目商工総務費、297万5,000円の減。主に東北地方太平洋沖地震災害復旧資金貸付金確定に伴う利子補給額の減でございます。

2 目商工振興費、43万1,000円の増。中小企業融資、融資保証料見込み増によるものでございます。

3 目食文化振興費、53万7,000円の減。59ページ。4 目観光振興費、31万1,000円の減。

5 目観光施設費、10万8,000円の減。61ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり、執行に伴う調整計上であります。

63ページ。7 款土木費、1 項土木管理費、2 目土木車両管理費、69万6,000円の増。3 目土木用地費、23万1,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費、150万3,000円の増。主に道路橋梁一般、道路

台帳図新規補正業務委託料、対象路線の増によるものでございます。

65ページ。2目道路新設改良費、9,009万8,000円の減。67、69ページにわたり、主に床潭末広間道路整備事業、社会資本整備総合交付金の配分減による事業費調整減のほか、事業執行状況を勘案しての事業費内組み替えでございませう。

3目除雪対策費、5,999万7,000円の増。補正後額を8,000万円とし、除雪委託料は、多量の降雪がおおむね6回分の計上となるものでございませう。

71ページ。3項河川費、1目河川総務費、5,659万8,000円の減。73ページにわたりませうが、国の予算措置の変更により、当初計上の別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業を7,074万9,000円減じて、補正後額1,145万円とし、新たに同事業（23国債）は、本年度分2割、来年度8割の国庫債務負担の設定により、町予算も同様の補正計上とするものであります。

汐見川改修事業、汐見川護岸改修事業、奔渡川改修事業につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金の充当事業として、執行状況を勘案しての事業間調整によるものでございませう。

4項都市計画費、3目下水道費、331万2,000円の減。75ページ。下水道事業特別会計繰出金の減であります。

5項公園費、1目公園管理費、3万8,000円の増。6項住宅費、2目住宅管理費、7万2,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

3目住宅建設費、310万円の減。町営住宅建設事業執行減に伴うものでございませう。

77ページ。8款、1項消防費、1目常備消防費、364万2,000円の増。釧路東部消防組合負担金。増額の主な要因は、東日本大震災により多数の消防団員が犠牲になり、市町村消防団員等公務災害補償の追加負担金が必要となったことによるものであります。

2目災害対策費、1,536万6,000円の増。特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源とした新規事務事業の計上でございませう。地震・津波防災対策備蓄、326万1,000円、災害時に指定避難所に避難した町民用の備蓄食料費であります。地震・津波防災対策整備事業、1,210万4,000円。大津波発生時の災害対策本部用の大型エアテント4張り、エアポンプ、非常用発電機購入費でございませう。

79ページ。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、4万8,000円の減。説明欄記載の団体負担金確定に伴う減であります。

4目教員住宅費、38万5,000円の減。教員住宅下水道排水設備整備事業、事業費確定に伴う減であります。

6目スクールバス管理費、9,000円の増。スクールバス運行委託、85万7,000円の減。運行見込みの減によるものであります。スクールバス運行、86万6,000円の増。燃料費の使用量及び単価の増によるものでございませう。

2項小学校費、2目学校管理費、増減なし。81ページにわたり、学校管理執行見込みによる事務事業予算内の調整組み替えでございませう。

3目教育振興費、33万4,000円の増。主に要・準要保護児童就学援助、32万3,000円の増。対象児童数の増に伴うものでございませう。

3項中学校費、2目学校管理費、748万2,000円の減。学校管理、45万円の増。修繕料及び事務機器借上料の増でございませう。真龍中学校移転改修事業、793万2,000円の減。

移転先建物の格技場の耐震性が確認できたことによる耐震補強のための設計委託料及び工事請負費の減であります。

3目教育振興費、2万9,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる計数整理であります。

4項、1目幼稚園費、53万7,000円の増。私立幼稚園就園奨励費、対象世帯増による増額であります。

5項社会教育費、3目公民館運営費、9万1,000円の増。執行見込みに伴う増であります。

4目文化財保護費、21万5,000円の減。

85ページ。5目博物館運営費、9万7,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、計数整理であります。

87ページ。6目情報館運営費、11万3,000円の増。主に厚岸情報館パソコンソフト更新使用料、事務用備品購入費の増額計上であります。

6項保健体育費、2目社会体育費、61万8,000円の減。91ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込み増減及び計数整理であります。

3目温水プール運営費、266万3,000円の増。93ページ。燃料費、使用量見込み及び単価の増に伴う増額計上であります。

4目学校給食費、1,422万3,000円の増。学校給食センター、557万1,000円の増。主に新施設分の計上として、需用費の消耗品費は、食器購入費として229万4,000円。燃料費は、重油の使用量分及び単価増により、142万4,000円。光熱水費は、水道料、下水道料、電気料の増分として168万4,000円でございます。学校給食センター浄化槽解体整備事業、865万2,000円。梅香■施設の浄化槽の地下埋設部分を国の交付金対象事業として解体鉄許するものでございます。

95ページ。11款、1項公債費、1目元金、2,180万9,000円の増。金利6.2%の政府系資金長期借入金、総務省から保証金なしの繰り上げ償還が同意予定の内定による補正計上でございます。この措置により、後年度の金利支払い額が242万8,000円軽減となるものでございます。

2目利子、466万1,000円の減。平成22年度長期債の借り入れ実行による利子確定に伴う調整計上であります。

97ページ。12款、1項、1目給与費、888万1,000円の減。職員の採用、退職、昇格、会計間異動など、それぞれ説明欄記載のとおり、当初予算との調整計上であります。詳細につきましては、99ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

以上で、歳出の説明とさせていただきます。

1ページへお戻り願います。

第2条、債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の追加、変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

5ページをお開きください。

追加でございます。別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業（23国債）に関する債務負担。期間、平成24年度。限度額、5,611万3,000円とするものでございます。

続いて、変更でございます。東北地方太平洋沖地震災害に係る復旧資金利子補給に関

する債務負担の限度額について、厚岸町東北地方太平洋沖地震災害に係る中小企業等に対する復旧資金利子補給に関する特例条例により、利子補給する金額とするものであります。同利子補給の対象となる貸付資金のうち、北海道融資資金が変動金利であるため、5年間の返済期間中に金利が上昇した場合、特例条例による町の利子補給額も増額となるため、限度額を金額での明示から文言に改めるものでございます。

なお、6ページに調書を添付してございますので、ご参照願いたいと存じますが、同利子補給の23年度以降の支出予定額には、現在の利率をもとに試算した予定額を記載してございます。この調書は、毎年度の予算説明書に添付する際に、金利の変動に応じた支出予定額を記載してお示ししたいと存じます。

再び1ページへお戻りください。

第3条、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

7ページをお開きください。

第3表、地方債補正。

変更であります。公営住宅建設事業、180万円の減。災害復旧事業、2億4,800万円の減。学校教育施設等整備事業、740万円の減。地方道路等整備事業、400万円の減。辺地対策事業、3,030万円の減。過疎対策事業、590万円の増。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

8ページをごらんください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄であります。平成22年度末現在高、111億791万1,000円。平成23年度中起債見込額、10億6,300万円。補正後の平成23年度末現在高見込額は111億6,546万6,000円となるものであります。

以上で、議案第62号の説明を終わります。

次に、議案第63号でございます。

議案書の1ページでございます。

平成23年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（2回目）。

平成23年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ198万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,639万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では、1款、1項、歳出では、1款、2項にわたって、それぞれ198万3,000円の増額補正でございます。

事項別によりご説明いたします。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

10款繰入金、1項、1目、1節一般会計繰入金、198万3,000円の増であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、197万8,000円の増。職員人件費、140万6,000円の増。採用及び他会計間異動による増でございます。詳細につきましては、10ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

国民健康保険一般、57万2,000円の増。主にレセプト保険者点検業務委託料、執行額確定に伴う109万7,000円の減。国民健康保険等管理システム改修委託料、住民基本台帳法改正に伴う外国人データ連携ファイルの修正、169万3,000円の増であります。

5項、1目特別対策事業費、5,000円の増。特別収納、説明欄記載のとおりであります。

以上で、議案第63号の説明を終わります。

続きまして、議案第64号でございます。

議案書の1ページでございます。

平成23年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（2回目）。

平成23年度厚岸町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ815万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,856万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では、3款、3項、歳出では、2款、2項にわたり、それぞれ815万9,000円の増額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、1節計量使用料、42万2,000円の増。それぞれ記載のとおりであります。

4款道支出金、1項道補助金、1目水道費道補助金、1節水道事業費補助金、260万5,000円。地域づくり総合交付金、歳出計上の太田浄水場配水ポンプ設備整備事業への交付決定による計上であります。

5款繰入金、1項、1目、1節一般会計繰入金、513万2,000円。会計収支不足分の調整財源としての計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、26万4,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

なお、職員人件費につきましては、12ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

8 ページ。2 款水道費、1 項、1 目水道事業費、789万5,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりですが、主に水質検査、71万8,000円の減。検査委託料の確定に伴う減であります。簡易水道施設、76万4,000円の増。薬品使用料増に伴う消耗品費の増であります。10 ページ。太田浄水場配水ポンプ設備整備事業、800万円の新規計上。平成5年度の配水ポンプの老朽化に伴う更新整備費の計上であります。

以上で、議案第64号の説明を終わります。

続きまして、議案第65号であります。

議案書の1 ページでございます。

平成23年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（1 回目）。

平成23年度厚岸町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1 条、第1 項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,495万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7 億375万5,000円とする。

第2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願います。

第1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では、4 款、4 項、歳出では、2 款、3 項にわたって、それぞれ3,495万円の減額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

5 ページをお開き願います。

歳入でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道費国庫補助金、1 節下水道事業費補助金、1,700万円の減。社会資本整備総合交付金交付決定に伴う減であります。

5 款繰入金、1 項、1 目、1 節一般会計繰入金、331万2,000円の減。

6 款諸収入、2 項、1 目、1 節雑入、173万8,000円の減。消費税及び地方消費税還付金であります。

7 款、1 項町債、1 目下水道債、1 節下水道事業債、1,290万円減。公共下水道事業債、1,420万円の減。事業費減に伴う発行予定額の減であります。資本費平準化債、130万円の増。発行額確定に伴う増であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

7 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款下水道費、1 項下水道管理費、1 目一般管理費、70万2,000円の減。主に職員人件費、64万6,000円の減であります。詳細につきましては、15ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

2 目管渠管理費、25万6,000円の増。9 ページにわたり、主に施設修繕料の増であります。



3目処理場管理費、81万1,000円の増。主に終末処理場の施設修繕料及び水質検査機器の購入費の計上であります。

4目普及促進費、105万8,000円の減。水洗化等改造工事補助、工事件数の見込み減に伴うものであります。

2項下水道事業費、1目公共下水道事業費、3,316万5,000円の減。11ページにわたり、主に公共下水道事業補助、3,300万円の減。社会資本整備総合交付金交付決定に伴う減であります。

13ページ。3款、1項公債費、1目元金、増減なし。財源内訳調整であります。

3目利子、109万2,000円の減。平成22年度長期債借入れ実行に伴い利子確定による計上であります。

1ページへお戻りください。

以上で、議案第63号の説明を終わります。

第2条、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

3ページをお開きください。

第2表、地方債補正。

変更であります。公共下水道事業、1,420万円の減。資本費平準化債、130万円の増。起債方法、利率、償還の方法については変更ありません。

下の表は、地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄であります。平成22年度末現在高、42億7,806万5,000円。平成23年度中起債見込み額、2億6,780万円。補正後の平成23年度末現在高見込み額は42億9,384万9,000円となるものであります。

以上で、議案第65号の説明を終わります。

続きまして、議案第66号であります。

議案書の1ページでございます。

平成23年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（2回目）。

平成23年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,350万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では、1款、1項、歳出では、1款、2項にわたり、それぞれ65万1,000円の増額補正でございます。

事項別によりご説明いたします。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

7款繰入金、1項、1目、1節一般会計繰入金、65万1,000円の増。

以上で、歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、40万2,000円の増。職員人件費、説明欄記載のとおりであります。10ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

8 ページ。4 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業任意事業費、1 目包括的支援事業等事業費、24万9,000円の増。職員人件費、説明欄記載のとおりであります。

以上で、議案第66号の説明を終わります。

続きまして、議案第67号でございます。

議案書の1 ページでございます。

平成23年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算（1 回目）。

平成23年度厚岸町の介護サービス事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1 条、第1 項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,117万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4 億7,546万4,000円とする。

第2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願います。

第1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では、3 款、5 項、歳出では、1 款、2 項にわたって、それぞれ111億791万1,000円の減額補正でございます。

事項別によりご説明いたします。

4 ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目居宅介護サービス費収入、1 節通所介護費収入、605万8,000円の減。2 節訪問入浴介護費収入、23万4,000円の減。3 節短期入所生活介護費収入、892万3,000円の増。

2 目、1 節施設介護サービス費収入、489万円の増。今後の見込みによる増減調整であります。

3 項、1 目、1 節自己負担金収入、476万8,000円の増。内訳は、それぞれ説明欄記載のとおり、今後の見込みによる増減調整であります。

5 項自立支援給付費収入、1 目、1 節障害者短期入所介護給付費収入、25万7,000円の増。

8 款繰入金、1 項、1 目、1 節一般会計繰入金、2,359万4,000円の減。

9 款諸収入、1 項、1 目雑入、1 節実費収入、12万6,000円の減。2 節雑入、3,000円の増。内訳は、説明欄記載のとおりであります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業、2 目通所介護サービス事業費、1,226万5,000円の減。職員人件費、1,121万6,000円の減。主に職員の会計間異動によるものであります。

なお、職員人件費につきましては、14ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思っております。

通所介護サービス、104万9,000円の減。臨時職員賃金の減であります。

4 目短期入所生活介護サービス事業費、9 万7,000円の減。内訳は、職員人件費、48万2,000円の減。8 ページ。短期入所生活介護サービス、38万5,000円の増で、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

7 目包括的支援事業費、6 万2,000円の減。

8 目障害者介護給付事業費、32万5,000円の増。障害者短期入所の増であります。

2 項施設サービス事業費、1 目施設介護サービス事業費、92万8,000円の増。内訳は、職員人件費、95万7,000円の減。

10ページ。施設介護サービス、188万5,000円の増。

12ページにわたり、主に燃料費及び給食業務委託料の増であります。

以上で、議案第67号の説明を終わります。

続きまして、議案第68号であります。

議案書の1 ページでございます。

平成23年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（2 回目）。

平成23年度厚岸町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正でございます。

第1 条、第1 項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1 億1,411万6,000円とする。

第2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

第1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では、2 款、2 項、歳出では、3 款、3 項にわたって、それぞれ250万7,000円の増額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入でございます。

3 款繰入金、1 項、1 目、1 節一般会計繰入金、244万7,000円の増。

5 款諸収入、3 項、3 目、1 節雑入、6 万円の増。過年度後期高齢者医療広域連合負担金返還金でございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、131万3,000円の増。後期高齢者医療管理システム改修委託料、住民基本台帳法改正に伴う外国人データ連携ファイルの修正

であります。

8 ページ。2 款、1 項、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、113万4,000円の増。後期高齢者医療広域連合、主に保険料軽減に係る納付金の増でございます。

10ページ。3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、6 万円の増。後期高齢者医療保険料の還付金であります。

以上をもちまして、議案第62号 平成23年度厚岸町一般会計補正予算から議案第68号 平成23年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 続きまして、議案第69号 平成23年度厚岸町水道事業会計補正予算（1 回目）について説明申し上げます。

議案書1 ページでございます。

第1 条、総則。平成23年度厚岸町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2 条、業務の予定量の補正でございます。

年間総配水量は、8,772立方メートルの減少。130万5,743立方メートル。1 日平均給水量は24立方メートル減の3,577立方メートルであります。

主な建設改良事業については、配水管布設がえ等事業を110万円増額し、3,310万円。メーター設備事業を449万1,000円減額し、4,779万4,000円とするものでございます。

第3 条、収益的収入及び支出の補正でございます。

収入につきましては、1 款水道事業収益を724万円減額し、2 億1,801万4,000円するものでございます。

1 項営業収益は760万円の減額。2 項営業外収益は36万円増額でございます。

支出につきましては、1 款水道事業費用を158万3,000円増額し、2 億4,297万1,000円とするものでございます。

1 項営業費用は204万5,000円増額。2 項営業費用は46万2,000円の減額でございます。

収益的収入及び支出の内容につきましては、補正予算説明書により説明いたします。

9 ページをごらん願います。

初めに、収益的収入でございます。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益は746万6,000円の減額でございます。水道使用料の営業用で118万1,000円の増、工業用で793万9,000円の減が主な内容であります。

2 目受託工事収益は13万4,000円の減額であります。給水工事の設計審査及び工事検査手数料の減額でございます。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金は36万円の増額。預貯金利息と貸付金利息の増額でございます。

次に、収益的支出でございます。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費は147万4,000円の減額であり

ます。これは、水質検査委託料65万3,000円ほか、事業費確定による委託料の減と薬品費で80万7,000円の減が主なものでございます。

2目配水及び給水費は286万1,000円の増額。これは、委託料で、個別漏水調査委託料が35万2,000円の増。修繕費で、配水管等修理、259万9,000円の増でございます。

4目総係費は68万9,000円の増額。これは、報酬の委員報酬が8万1,000円の減。手当が70万8,000円の増。10ページに移りまして、法定福利費、12万2,000円の増。委託料、20万5,000円の減などが主なものでございます。

5目減価償却費は3万1,000円の減。主に構築物、2万5,000円の減額であります。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費は8万8,000円の減額。企業債利息確定による減でございます。

3目消費税及び地方消費税は37万4,000円の減額であります。

1ページへお戻り願います。

第4条、資本的収入及び支出の補正でございます。

2ページに移ります。

収入では、1款資本的収入を11万7,000円減額し、6,615万6,000円とするものであります。

5項工事負担金は39万4,000円の減額。

6項補償金は27万7,000円の増額であります。

支出では、1款資本的支出を187万2,000円減額し、1億9,305万円とするものでございます。

1項建設改良費が187万2,000円の減額でございます。

資本的収入及び支出の内容につきましては、再び補正予算説明書により説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

1款資本的収入、5項、1目工事負担金は39万4,000円の減額。これは、メーター機取り付け個数の減によるメーター負担金の減額でございます。

6項、1目補償金は27万7,000円の増額。これは、配水管等布設がえ工事補償金の増でございます。

次に、資本的支出でございます。

1款資本的支出、1項、1目建設改良費は110万円の増額。これは、道路整備にあわせた水道管新設工事の増であります。

2目総係費は151万9,000円の増額。主に宮園配水池実施設計委託料の設計変更による増額であります。

3目メーター設備費は449万1,000円の減額。メーター機取り付け個数減による設備費の減額であります。

ここで、また1ページへお戻り願います。

第4条の括弧書きでございます。資本的収入が資本的支出に対し不足する額、1億2,689万4,000円について、過年度分損益勘定留保資金、7,321万3,000円。当年度分損益勘定留保資金、4,823万円。当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、545万1,000円で補てんするものでございます。

2 ページをお開き願います。

第5条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正でございます。職員給与費について、75万2,000円増額し、3,784万8,000円とするものでございます。

3 ページと4 ページは、補正予算実施計画。5 ページは、補正の資金計画。6 ページから8 ページまでは、水道事業職員補正給与費明細書。飛びまして、12ページと13ページは、予定貸借対照表でございます。いずれも記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上が、平成23年度厚岸町水道事業会計補正予算（1回目）の内容であります。子審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 続きまして、議案第70号 平成23年度厚岸町病院事業会計補正予算（1回目）について説明をさせていただきます。

1 ページからごらん願います。

第1条、総則であります。

平成23年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条は、業務の予定量の補正であります。

予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正するものであります。

(1)、患者数のうち、年間延べ患者数であります。入院患者で3,294人を減じて、2万130人、外来患者は、2,684人を減じ、5万7,828人とするもので、合わせて、合計7万7,958人の計上となります。1日平均患者数ですが、入院患者では、9人減の1日55人、外来患者では、11人減の237人にそれぞれ補正する内容であります。

次に、(2)の主な建設改良事業であります。今回、今年度予定しておりました建設改良事業のうち、医療器械整備事業が執行済みとなりましたので、係数の整理として135万6,000円を減額し、新たに建設工事事業として、事業費2,403万2,000円を計上するものであります。内容につきましては、後ほど予算説明書で説明させていただきます。

続きまして、2ページの第3条、収益的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出につきましては、10ページの補正予算説明書により説明をさせていただきます。

10ページをお開きください。

収益的収入であります。1款病院事業収益で4,239万4,000円を増額補正するものです。

内訳ですが、1項医業収益で3,816万2,000円を減額し、そのうち、1目入院収益では2,647万円の減。2目外来収益では1,434万8,000円の減。患者数の減少に伴う入院、外来収益の減額補正であります。

3目その他医業収益で265万6,000円の増とするものです。これは、町が全額補助事業として実施の子宮頸がんワクチンなどを含むワクチン接種が大きく伸びたことによる、公衆衛生活動収益の増額補正であります。

次に、2項医業外収益ですが、8,055万6,000円の増であります。これは、4目他会計補助金として、12月への病院事業に対する補助金、8,055万6,000円の増額計上でありま

す。内容につきましては、説明欄に記載されておりますが、減額項目につきましては、それぞれでの人件費や収入の積算や充当について、積算基礎数値が変わったものや、再計算を行った内容からのものがございます。

また、増額となったものについては、国の通知で新設されたものや、12月期における一般会計からの計上分を増額補正したものでございます。全額で3億7,080万5,000円となるものでございます。

次に、収益的支出であります。

1 款病院事業費用、4,241万8,000円の増額補正です。

1 項医業費用で、同額4,241万8,000円の増とし、内容でございます。1 目給与費では3,302万3,000円の増。1 節給料で1,394万2,000円の増。2 節職員手当等で1,219万4,000円増の計上で、1 節、2 節の増額補正は、常勤医師5名体制確保に伴う給料、各手当の補正及び非常勤医師などの補正増額であります。

次に、11ページ。3 節法定福利費では431万9,000円の増であります。共済組合、退職手当組合の負担金の増額が主な内訳です。4 節賃金では256万8,000円の増。今後見込まれる非常勤医師の賃金の増額補正などが主な内容であります。

2 目材料費では752万6,000円の増。疾病予防のワクチンの接種増加と薬品の使用増加などによる材料費増による補正でございます。

3 目経費では186万9,000円の増であります。3 節旅費交通費で51万7,000円の増。主に出張医に係る旅費の増であります。5 節消耗備品費で7万7,000円の増。9 節印刷製本費で2万1,000円の減。10 節手数料で24万3,000円の増。経年劣化で使用できなくなった医療消耗備品の廃棄に係る手数料でございます。12 節保険料で7万2,000円の増。15 節使用料では11万円の減。16 節委託料では42万9,000円の減。18 節負担金では152万円の増であります。医師派遣に伴う負担金の増と、そのほかにつきましては、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

以上が、収益的収入及び支出の補正内容の説明であります。

次に、資本的収入です。

1 款資本的収入、1 項補助金で2,267万6,000円の増。これは、1 目他会計補助金で967万6,000円の増であります。内容は、医療器械購入費補助で、執行残55万6,000円の減額と、建設工事費補助で1,023万2,000円の増であります。

2 目国庫補助金で1,300万円の増で、特定防衛施設周辺整備補助金の医療器械購入に係る残80万円の減額と、建設工事費補助で1,380万円の増であります。これら工事の内容は、支出で説明申し上げます。

次に、12ページ。資本的支出であります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費で2,267万6,000円の増額です。

内訳です。1 目固定資産購入費、1 節器械備品購入費で、心電計1台、輸液ポンプ3台の事業執行残で135万6,000円の減額であります。

2 目、1 節建設工事費では、このたび新たに病棟のナースコール及び電話交換機改修工事で2,403万2,000円を追加補正するものです。このナースコールは、患者がベッドサイドのスイッチを押すことで、看護師を呼び出したり会話したりできる装置ですが、同時に、所持するポケットベルと電話交換機が連動しており、患者の異変など、院

内どこからでも受信可能な設備であります。現在使用の設備は、当院建設当時からのもので、使用年数が16年を経過し、故障の際は備品供給が難しく、既存の部品を流用し、対応してきたところであります。平成25年度で工事を要望していたところではございますが、先月の11月9日、翌週11月14日と、病室2部屋の故障が続いたことから、親機設備の劣化、消耗も一段と進んでいるものと判断され、このたび追加配分となった特定防衛施設周辺整備補助金などにより、急ぎ年度内の改修整備できるよう予算措置を行うものであります。総工事費は2,403万2,000円で、うち、特定防衛施設周辺整備補助金で1,380万円、一般会計補助金で1,023万2,000円を受け、整備するものでございます。

以上、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の説明を終わらせていただきます。

3ページにお戻り願います。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。

職員給与費で3,302万3,000円を増額し、総額で7億9,243万1,000円とするものです。

次に、第6条、他会計からの補助金であります。一般会計から繰り入れを受ける額について、病院経営における補助金算定と政策補助金の協議に基づき、当初予算で計上された10項目から、今回、13項目とし、9,023万2,000円を増額補正するものであります。当初予算計上分については、それぞれ内容精査を行った上での増額と、へき地医療確保対策補助金は全額振りかえし、建設工事費補助金は、ただいま説明のとおりであり、以下の5項目を新たに追加し、増額補正する内容でございます。

第7条、たな卸資産購入限度額の補正であります。

材料費の補正を行い、たな卸資産購入限度額を1億7,032万円に改めるものです。

続いて、4ページは、補正予算実施計画。5ページは、補正資金計画。6ページから9ページまでは、補正給与費明細書。13、14ページは、予定貸借対照表であります。内容につきましては、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

なお、本年12月補正予算ベースでの収支は、単年度税込み14万円の黒字収支の予定となります。

以上、大変雑駁な説明ではありますが、議案第70号 平成23年度厚岸町病院事業会計補正予算（1回目）の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 本9件の審査方法についてお諮りいたします。

本9件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成23年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本9件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成23年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査することに決定



いたしました。

- 議長（音喜多議員） 本会議を休憩します。

午後 3 時36分休憩

午後 3 時37分再開

- 議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（音喜多議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、あすに延会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。  
よって、本日はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。

午後 3 時37分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成23年12月 8 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員